

G. 計画の方針

(1) 構造計画の基本方針

- 建物の構造は、原則として鉄筋コンクリート造とする。
- 耐震安全性能の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国交省官庁営繕技術基準）に基づき、次のとおりとする。

- ・構造体：Ⅱ類
- ・建築非構造部材：A類
- ・建築設備：乙類

- グラウンドの中央に、東西方向に埋設された地域の基幹設備の下水管（以下、「基幹下水管」とする）がある。これらの上部に建物を配置する場合は、基幹下水管を破損等しないような工法や配置計画とし、基幹下水管に影響がないように検討を行う。
- 基幹下水管と上部構造体を支持する構造物（杭等）の離隔距離は、有効1m以上を確保する。

(2) 設備計画の基本方針

- 現在、電気設備は敷地内利用しているが、建替え後においては、引き込む電気容量により、受変電設備の増設や先行引き込み工事が発生することを予め想定して、検討を行う。
- 安全性、信頼性、快適性が高く、機器更新や日常的なメンテナンスが容易であるものとする。
- 災害時への備えとした太陽光発電や蓄電池等の設置を検討し、建物の環境負荷の軽減や省エネルギーに配慮する。
- 地域の基幹設備の給水管（以下、「基幹給水管」とする）は利用者の支障とならないよう、給水方式の検討を行う。
- 給水設備は、メンテナンスを行いやすいよう管路の上部は、道路や空地等を計画する。
- 給水設備は、基幹給水管から引き込む。
- 基幹下水管のかぶりは約15mと深く、迂回工事は困難な状況のため、現状の管を維持しながら継続使用の方針とする。この上部に建物等を配置する場合は、杭等の構造物は管から有効1m以上離隔距離を確保する。

(3) 防災計画の基本方針

- 本校は避難所として指定されているため、防災備蓄倉庫を50㎡程度で計画する。
- 屋内運動場が避難場所として利用されることを想定し、避難者が安全で、快適に利用できるよう配慮する。併せて、避難支援活動を行う職員が、円滑に運営できるよう動線計画等に配慮する。
- 災害時に必要となるマンホールトイレや、給水・汚水排水のための防災井戸を計画する。

(4) 交付金等の活用

- 岡垣中学校の建替工事については、次の交付金等を活用する。

(i) 公立学校施設整備費負担金 《文科省HPより》

[負担金の趣旨]

- 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部における校舎・屋内運動場（体育館）等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担することによってこれらの学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保します。

[負担割合]

原則：1/2

- ※地域や事業内容によって特例もあります。

[根拠法等]

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条

(ii) 学校施設環境改善交付金（危険改築） 《文科省HPより》

[交付金の趣旨]

- 公立学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割も果たすことから、その安全性を確保することは極めて重要であることから、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付するものです。

[交付額の算定]

- 交付金の金額の算定は、地方公共団体が作成する施設整備計画に記載された事業について、事業ごとに算出した配分基礎額（※）に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ないほうの額の総和に事務費を加えた額を予算の範囲内で交付します。

（※配分基礎額…配分面積×配分単価）

[根拠法等]

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条、学校施設環境改善交付金交付要綱